

観光施設等における観光旅行者の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、大分県安全・安心まちづくり条例（平成16年大分県条例第15号）第21条の規定に基づき、観光施設等について、観光旅行者の安全の確保に配慮した施設の構造及び設備等に関する基準並びに管理対策等を示すことにより、観光旅行者の安全確保に配慮した観光施設等の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、観光施設等の開発事業者、所有者又は管理者等（以下「事業者等」という。）に対し、観光旅行者の安全確保に係る企画、計画上配慮すべき事項や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針の適用に当たっては、建築関係法令、事業者等が定める建築計画上の制約等に配慮し、事業者等による対応が困難と判断される項目については除外する。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な施策

1 犯罪の防止に配慮した施設の整備

(1) 宿泊施設

- ア 客室内に貴重品を収納する固定式の金庫を備え付けていること。
- イ 必要に応じ客室出入口扉には自動施錠機能付き錠が設置されていること。

(2) 入浴施設

- ア ホール等に施錠設備のあるロッカーを設けること。
- イ 脱衣室に施錠設備のあるロッカーを設けること。
- ウ 必要に応じ脱衣場入り口に管理人を配置する等必要な措置を講じること。

(3) 屋外施設等

屋外施設等（注1）については、次のことに配慮すること。

ア 駐車場

- ア 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。
- (イ) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。
- (ウ) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。
- (イ) 必要に応じて駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りが管理されていること。
- (オ) 地下又は屋内の駐車場については駐車用の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

イ 道路

- ア 可能な限り、歩道さく等により歩道と車道とが分離されたものであること。
- (イ) 見通しを確保するための措置がとられていること。

(ウ) 街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

ウ 公園

(ア) 植栽については、園路に死角をつくらぬよう配置し、下枝のせん定等の見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために樹種の選定及び植栽の位置に配慮すること。また、定期的なせん定又は伐採を行い、繁りすぎにより死角となる箇所を発生を防ぐこと。

(イ) 遊具については、周辺から見通すことができる配置になっていること。

(ウ) 必要に応じ公園内に緊急通報装置等が設置されていること。

(エ) 園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

(オ) 公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。

a 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。

b 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

2 事業者等の推進事項

事業者等は、観光旅行者の安全を確保するため、次のことに配慮すること。

(1) 従業員に対する安全教育

観光旅行者の安全確保を徹底するため、従業員に対する指導・研修・訓練に努めること。

(2) 観光旅行者に対する広報啓発活動

客室備え付けのパンフレット等施設案内その他施設内の掲示板等に観光旅行者の自主防犯に関する事項を記載する等して、観光旅行者の自主防犯意識の高揚に努めること。

(3) 施設内の巡回等

施設利用者以外の者が施設内に侵入することがないように玄関、出入口の監視、施設内の巡回に努めるとともに、来訪者に対しては積極的に声かけをおこなうこと。

(4) 施設出入口の管理

施設利用者以外の者が施設内に侵入することがないように必要に応じて施設出入口に施錠をする。

(5) 防犯機器の設置及び点検整備

防犯灯、モニター録画装置等を含む防犯カメラ等の防犯機器を必要により設置するとともに、適正に作動しているかを定期的に点検整備すること。

(注1)「屋外施設等」とは屋内外スポーツ施設、スキー場、レジャーランド、遊園地・テーマパーク等の娯楽施設、博物館、動・植物園、史跡等の文化・教育施設、レストラン等の飲食・休憩施設、及び宿泊・入浴施設に設置された駐車場も含む。

(注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢

等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。